

第3節 遺体対策等

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 遺体の搜索 ⇒ 警察等関係機関へ協力要請 2 多数の行方不明者 ⇒ 受付所を設置 3 遺体の一時安置 ⇒ 指定避難場所の活用及び寺院等の借上げ 4 火葬場の稼働状況の把握 5 棺の調達及び遺体搬送の手配	市民室 消防本部 和泉市立総合医療センター 和泉警察署 医師会・歯科医師会・ 薬剤師会

第1 計画の方針

災害時に死亡していると推定される者の搜索並びに遺体対策について和泉警察署等の協力を得て迅速に実施する。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となり実施する。

第3 遺体の搜索

- 1 市長は、和泉警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の搜索を行う。
- 2 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- 3 遺体が流出等により他市町村にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市町村に協力を求める。
- 4 身元不明の遺体については、和泉警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

第4 遺体の検案等

1 検案等の実施

遺体は、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を実施する。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ火葬等できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を火葬等することがないように留意する。

2 遺体の輸送

検案等を終えた遺体は、市が指定する遺体安置場所に輸送する。

第5 遺体対策

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。また、市の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

1 遺体の処理

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

2 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合は、次の場所に遺体安置所を設置する。

遺 体 安 置 所

名 称	住 所	電 話 番 号
北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲15番3号	0725—43—0010

- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、和泉警察署及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 和泉警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発電機、照明器具等、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

3 遺体の一時安置

- (1) 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を死体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示するとともに、和泉警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
- (2) 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡の上、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。
- (3) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、学校などの適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺、骨つぼ等の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺、骨つぼ等の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

4 遺体の火葬

災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合又は死亡した者の遺族がいない場合並びに身元の判明しない遺体について火葬等を実施する。遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬を行う。

火 葬 場 施 設

名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数
い ず み 霊 園	和泉市小野町甲15番3号	0725—43—1242	9基

資料編 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準